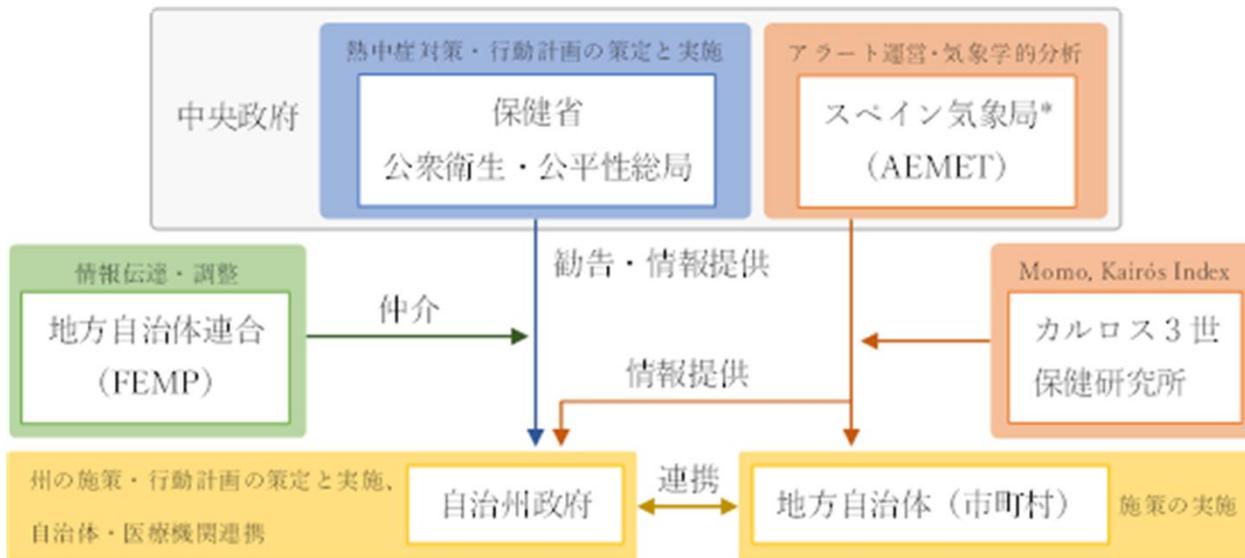


10-1. 実施体制

事例1 ス페인

- 2003年の深刻な熱波の被害を受け、2004年より「暑熱が健康に及ぼす悪影響の予防措置のための国家計画（Plan Nacional de Actuaciones Preventivas de los Efectos del Exceso de Temperatures Sobre la Salud）」を毎年策定。施策や計画の主な実施主体は自治州となり、州と連携して自治体も対策を実行している。
- 保健省の気候変動適応策を記した「健康・環境に関する戦略計画書」では、熱中症リスク層の早期特定と予防のため、医療福祉専門家の教育や、リスク層に重点を置いた一般市民へのリスクコミュニケーションの改善を挙げている。
- 高齢者向けには、市町村単位で独居高齢者への電話や訪問等を実施し、独居高齢者の死亡率が減少。



- 保健省の公衆衛生・公平性総局が地方への勧告や連携の他、毎年国の行動計画を公表し普及啓発を行う。
- クーリングシェルターや熱中症弱者の保護等、具体的な施策は地方自治体が行っている。

スペインにおける普及啓発

- 夏季は熱中症対策の専用ウェブページを開設し、各種情報を発信している他、**熱波対策行動計画に関わる全ての情報が集約される**。また行動計画の一環として、メディアに熱中症対策や推奨行動に関する情報を提供。
- 高齢者向けには、**市町村単位で独居高齢者への電話や訪問等を実施**
- 医療サービスの対応プロトコルのマニュアル作成を実施。教育面では**市民保護の観点から社会サービスに關与するスタッフの講習会**を実施。
- 2025年の夏は警戒態勢・アラート発令時に起こりうる事象を小冊子にまとめ、**予診医や救急医に配布予定**。